

## 新宿区週休2日交替制工事実施要領

### 1. 目的

本実施要領は、総務部施設課の発注する工事において、発注者が週休2日に取り組むことを指定する「週休2日交替制工事」の必要な事項を定めることにより、受注者が技術者及び技能労働者の休日を任意に設定し、週休2日に取り組むこと

### 2. 用語の定義

#### (1) 週休2日

対象期間において、技術者及び技能労働者が4週8休以上の休日を確保したと認められる状態をいう。

#### (2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完了日までの期間をいう。

#### (3) 従事期間

技術者及び技能労働者が、現場に最初に従事した日から、最後に従事した日までをいう。  
なお、期間内に現場に従事しない期間がある場合は、その期間は従事期間に含まないものとするほか、受発注者間の協議により、従事期間について適宜設定することができる。

#### (4) 4週8休以上

従事期間に対する技術者及び技能労働者の休日日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

#### (5) 交替制

対象期間において、週休2日を交替で行ったと認められる状態をいう。

#### (6) 技術者及び技能労働者

施工体制台帳上の元請及び下請技術者等のことをいう。

### 3. 対象工事

工事内容及び施設の実情等により「週休2日促進工事」が馴染まない工事を対象とする。

なお、適用に当たっては、事前に総務部施設課と協議すること。

### 4. 減額変更方法

東京都財務局「週休2日交替制工事」実施要領に基づき労務費を補正し、工事費を積算して予定価格を作成している。現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第23条の規定に基づき契約金額のうち労務費補正分を減額変更する。

## 5. 交替制の確認方法

- (1) 受注者は技術者及び技能労働者の休日を確保するための具体的な施工体制の内容や休日確保状況の確認方法等を、監督員の指示があった場合は提示する。
- (2) 受注者は工事の進捗に合わせ適宜、(1)で定めた技術者及び技能労働者の休日確保状況及び休日率を、監督員の指示があった場合は報告する。

## 6. 留意事項

- (1) 受注者は、他業種への工期のしわ寄せが生じないように、概成工期を考慮したうえで実施工程表を作成すること。本工事は、労務費の補正を行う「週休2日交替制工事」である旨を明記した施工体制台帳（下請との契約書の写し等）により、監督員が確認することができるよう書類を作成する。
- (2) 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度協議する。

附則（令和7年5月20 日付7新総施営第142号）

本実施要領は、令和7年6月1日から適用する。